

有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針(案)

2005年(平成17年)MM月DD日
金融庁行政情報化推進委員会決定

「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)に基づき、以下のとおり、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針を定める。

金融庁は、本見直し方針に沿って、有価証券報告書等に関する業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

なお、有価証券報告書等に関する業務のうち、有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限が2005年(平成17年)7月から証券取引等監視委員会に委任されることが予定されている。今後、策定される業務・システム最適化計画には委任後の内容を反映するものとする。

1. 有価証券報告書等に関する業務の概要及び見直しの対象範囲

「有価証券報告書等に関する業務」とは、証券市場の公正性、透明性を高め、投資者保護を確保するために、上場会社等から提出される企業の財務内容等が記載された有価証券報告書等を受理・審査し、これを誰でも自由に閲覧可能にする業務である。有価証券報告書等に関する業務は、2001年以降導入されている EDINET(有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)の開発・運用と不可分な関係にある。

「EDINET」とは、従来紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類等について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化することにより、①提出者の事務負担の軽減、②投資家等の企業情報等へのアクセスの平等・迅速化を図り、もって証券市場の公平性・効率性を高めることを目的として開発されたシステムである。

EDINETによるディスクロージャーは、2001年(平成13年)6月より順次実施している。具体的には2001年(平成13年)6月から有価証券報告書・半期報告書等の開示書類等について、2002年(平成14年)6月から有価証券届出書・発行登録書等について、2003年(平成15年)6月から大量保有報告書等について、それぞれ EDINET での提出・縦覧を可能にするよう、関係政令・内閣府令等の整備及びシステム構築を図ってきており、2004年6月からは、有価証券報告書等について、EDINET による提出が義務化されている。¹この結果、EDINET による開示書類等の提出者数(内国会社)は、約2,500社(2003年6月末)から約4,500社(2004年6月末)に増加し、インターネットによるアクセス件数(月間平均)についても、83,613件(2003年度)件から139,473件(2004年度)に増加している。

本方針が対象とする有価証券報告書等に関する業務の業務・システムの対象範囲は、以上の

¹ 有価証券通知書、大量保有報告書等の提出については EDINET の利用は義務付けられていない。

ような「有価証券報告書等に関する業務」及び「EDINET」とするが、具体的には以下のとおりである。

(1) 開示書類等に関する提出者の登録

開示書類等の提出者が、EDINET を利用して開示書類等を提出するにあたり、提出者の情報を登録し、EDINET にログインするための ID、パスワードを取得する。

(2) 開示書類等の作成・提出

提出者が所定のフォーマットに従い、開示書類等を作成し、EDINET を通じて提出する。

(3) 開示書類等の受理・縦覧

提出された開示書類等を受理し、受理した開示書類等について、各財務(支)局、証券取引所に設置された専用端末を通じ縦覧するとともに、インターネットを利用した情報提供を行う。

(4) 開示書類等の審査等

開示書類等について、各財務(支)局において以下の審査を行う。また、必要に応じて提出者に対して訂正を求める等の措置を講じる。

- ①有価証券届出書・有価証券報告書等の受理前における相談
- ②有価証券届出書・有価証券報告書等の受理時における審査、有価証券届出書等の効力発生前における審査
- ③有価証券届出書等の効力発生後及び有価証券報告書等の受理後における審査

2. 有価証券報告書等に関する業務をめぐる動向と業務・システム最適化の基本理念

(1) 有価証券報告書等に関する業務をめぐる動向

2004年(平成16年)12月に発表した「金融改革プログラム ―金融サービス立国への挑戦―」に掲げているように、わが国の金融システムをめぐる局面は、不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつある。このような局面の変化に対応する施策として、市場の機能充実と市場の信頼性の向上を目指すとの観点から、企業開示制度の一層の充実を図ることが求められており、また、ITの活用による電子政府の推進を通じた行政の利便性の向上と効率化においても先進的な役割を果たすことが求められている。

また、2004年(平成16年)10月中旬以降、証券取引法上の開示制度をめぐる、不適切な事例が相次いで判明したことに対応し、金融庁が2004年(平成16年)11月16日及び同年12月24日に発表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」においては、有価証券報告書等の審査体制の強化を強力に推し進めることとされている。とりわけ開示企業に

かかる財務分析等の審査能力の向上等を図るため、EDINET の機能充実、特に、XBRL (eXtensible Business Reporting Language:財務情報を効率的に利用可能なコンピューター言語)化に向けた動きを加速することが必要とされている。

この点について、諸外国の企業情報開示システム等においては、XBRL の導入に向けた動きが進んでおり、こうした観点からも EDINET におけるシステムの高度化(XBRL 化)に向け、計画的かつ効率的な形で取組みを進めていく必要がある。

(2) 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化の基本理念

以上のような有価証券報告書等に関する業務をめぐる動向を踏まえ、業務・システムの最適化を次のような基本理念に基づき実施することとする。

- 諸外国の企業情報開示システム等において導入に向けた動きが進んでいる XBRL を EDINET にも導入することで開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性を向上させるとともに広く国民が利用しやすいシステム環境を整備する
- 開示書類等に係る審査を強化するために審査支援機能を充実させる
- 類似の機能を持つサブシステムを統合するとともに、システムの効率的な開発と運用を実現するために、現在の企画開発・運用契約を見直すことにより、コスト低減を図る
- 以上を実現するためにはシステムの抜本的な変更が必要となることから、システムの再構築を行う

3. 業務・システムの主な課題

有価証券報告書等に関する業務とその業務処理を行う EDINET の実態を踏まえ、現状分析結果から業務・システム面での主な課題を抽出すると以下の通りである。

(1) 有価証券報告書等に関する業務及び行政サービス並びに EDINET の機能・構成・基盤に係る課題

① EDINET で開示された企業情報の二次加工を可能とすることが必要

EDINET はブラウザに情報を表示する機能しか有しておらず、二次加工可能な形式でデータを取り出す仕組みは設けられていない。このため、EDINET を通じた開示書類等利用者はブラウザに表示されたデータを多大な時間をかけて手作業で分析用に転記・再入力する必要がある、EDINET のデータを効率的に利用することができない。

こうした問題の背景には、EDINET では、(a)データの表示に重点を置いた HTML 形式で開示情報が表現されていること、(b)開示書類等の原本の真正性を保つため、開示データをダウンロードできないように構築していることがあり、この点の見直しが必要。

② システム環境やデータ提供方式について、利用者の利便性の向上が必要

EDINET では、誰もが情報にアクセスできるような十分に考慮した設計がされておらず、

インターネットを經由して開示書類等を閲覧するためには、OS やブラウザ、プラグイン等について特定の製品・バージョンが必要となっている。このため、利用者にシステム環境の変更やデータ活用のためのプログラム開発といった負担を強いていると考えられる。

このような問題の背景には、EDINET では、開示データの原本性に重点が置かれており、利用者端末の環境により開示データのレイアウト、表示内容等に相違が生じることを避けるため、特定の端末環境でのみ動作保証される特殊なソフトウェアを用いていることがあり、この点について見直しが必要である。

③ 審査業務支援機能について検討が必要

EDINET で提出された開示書類等の審査に当たり、EDINET においては、提出書類の各項目値等が論理的に正しく作成されているかどうかのチェック機能や監査意見を一覧表示する等のレポート作成機能、分析のための財務データの抽出機能等の審査を支援する機能が整備されていない。このため、証券監査官は、開示内容の審査業務以外の有価証券報告書等に記載された内容の転記による一覧表作成やデータの再入力等の事務的作業に多くの時間を費やしている。審査業務支援機能の充実について検討が必要である。

④ 省庁LANからの隔離や開示システムの二重化等システム構成について検討が必要

a. EDINET と省庁 LAN との間で直接データのやり取りが出来ない

EDINET は金融庁・財務(支)局の双方から独立した専用ネットワークとなっており、金融庁職員、財務(支)局職員の利用する省庁 LAN 端末との間で直接データのやり取りをすることが出来ない。このため、例えば受理後における審査において実施する財務分析では、EDINET 専用端末に表示した財務情報を別の PC の表計算ソフトに手作業にて再入力を行うなど、各種審査業務におけるデータの利用に非効率が生じている。EDINET の省庁 LAN からの隔離はセキュリティー保護を目的としたものであるが、利便性ととのバランスにおいて再検討を行う必要がある。

b. 外部情報提供用にサブシステムが複数存在し、システム構成が最適ではない

EDINET では法定開示として財務(支)局閲覧室等に設置された専用端末へ配信する「縦覧サブシステム」と行政サービスとしてインターネットに接続された一般の利用者端末へ配信する「情報公開サブシステム」が並存している。両システムで開示情報を配信する機能は共通しているものの、情報公開サブシステムは、縦覧サブシステムが持つ開示書類以外のデータの保管機能、システム管理機能等を実装するためのデータを格納できないデータベース構成となっているため、結果的にインターネットによる効率的な情報配信である情報公開サブシステムに機能統合することが出来ない非効率なシステム構成となっている。

(2) EDINET に関する開発・運用契約に係る課題

システムの著作権がシステムベンダーに帰属しているため、開発費用の妥当性評価の

ための情報提供に制約があり、客観的な評価作業が困難なものとなっている。また、サーバ管理を含む運用管理業務は、包括契約としてシステムベンダーへ一括して委託されているため、運用費用の執行が効率的に行われているかの把握が困難となっている。

(3) その他 EDINET 機能に係る課題

① EDINET メール機能活用のための方策の検討が必要

開示書類等の提出担当者との事務連絡のために構築された EDINET メール機能は、提出者が EDINET のサイトにアクセスし、閲覧する機能であるため、提出者の登録手続においてログイン情報を取得する際に利用されるのみで、その後は利用されない機能となっている。本来の主旨である提出者との事務連絡に使用できるよう、システム仕様レベルでの見直しが必要。

② 開示書類の受理件数等統計情報の収集・作成の効率化の検討が必要

各種提出書類の受理件数は、行政サービスの一環としてホームページで公表しているが、これらの件数の把握は手作業で実施している。このため、証券監査官の目視による内容精査や確認作業等の作業負担が大きい。

このような問題は、現在の EDINET からは提出情報を把握するための情報をデータとして抽出する機能が整備されていないことにより発生しており、この点への対応が必要。

4. 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針

以上の課題を解決し、業務・システム最適化を実現するために、次に掲げる業務・システム見直しの方向性に沿った最適化計画策定に向け、費用対効果を精査しながら幅広く検討を行う。なお、本見直しによる具体的な数値目標等については、最適化計画の段階で適宜盛り込むこととする。

(1) EDINET のシステム再構築による利用者の利便性向上と審査業務の効率化

EDINET については、2004 年(平成 16 年)11 月 16 日及び同年 12 月 24 日に公表された「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」において、開示書類等に係る分析能力の向上等を企図して XBRL の採用を加速する等、機能充実を図る方針が既に確認されている。

また、開示書類等利用者の利便性向上や庁内業務との連携といった課題に対応するためには EDINET 構築後のブロードバンド普及等に見られるインターネット等の情報通信手段の高度化を踏まえ、インターネット及びその関連技術を活用した新たなシステム構成を採用することが必要である。

このような機能充実や新たなシステム構成の採用するためには、データベースサーバーの再構築、開示書類提出機能から閲覧機能に至るデータ処理方式の抜本的な再設計が必要となるため、効率的なシステム構築の手法を検討した上で、システム再構築を実施することが

不可欠となる。

システム再構築において取り込むべき主な要件は以下のとおりである。

① 二次加工可能なデータ形式による開示データの提供

開示書類等利用者が企業開示情報を取得/分析/加工しやすくするために、EDINET から二次加工可能なデータ形式で情報を取得することができる機能を構築する。このような機能のために利用するデータ形式は、「コンピュータによる自動処理に適していること」、「利用者のオペレーティングシステム等環境に極力依存しないこと」、「さまざまな開示様式に対応できる等拡張性を持っていること」、「国際的に標準化された規格であること」等の条件を満たすことが必要であると考えられ、具体的には海外での利用状況等を勘案するとXBRL形式が適当であると考えられる。

なお、開示データがHTML形式からXBRL形式に変更されることにあわせて、必要となる開示様式の変更についても検討を行う。

このようなデータ提供機能により、次の効果を期待することができる。

- 投資家、アナリスト等開示データの利用者は、従来EDINETの表示情報を手作業で自分の分析システムに入力していたが、EDINETから開示データを分析システムに直接取り込むことが可能となり、投資判断等の分析を効率的に行うことができるようになる。
- 庁内他業務において開示データを利用する場合に、従来外部情報ベンダー等から購入することが多く行われていたが、EDINETのデータを二次加工できることで外部からの購入を削減することができるようになる。

② アクセシビリティの向上

開示データをできるだけ多くの国民に利用可能とするために、開示書類等利用者が使用するクライアント環境(OS、ブラウザ等)に極力依存しないような方式を採用する等、EDINETについてのアクセシビリティに関する方針を策定し、当該方針に基づき今後のEDINETに関わるシステム開発や改修を進める。

③ 開示書類等に係る審査業務を支援する機能の強化

a. 開示書類等に関する形式チェック機能の拡充

開示書類等を提出する際に自動的に行われる形式に係るチェックについては、現在行われているデータ形式の妥当性チェックに加え、項目値・項目間の論理的整合性チェックを行う等機能を拡充する。

このような機能の提供により、以下の効果を期待することができる。

- 開示書類等提出者にとっては、開示書類等が法定様式に則っていることを提出前に確認することができるようになる。
- 開示書類等利用者にとっては、従来よりも論理的不整合のないより精度の高い開示書類等を利用することができる。

- 財務(支)局における審査等において論理的整合性をチェックする作業が不要となる。

b. 開示書類等に係る審査支援機能の構築

開示書類等に係る審査業務については、XBRLの導入とともにEDINETからのデータ取り込み・加工・分析・帳票作成等、審査業務を支援する機能を構築し、業務の効率化を図る。また、受理後における審査の実施状況等の管理機能についてもあわせて検討する。

このような機能の提供により、(a)審査作業における手入力・手作業を大幅に削減することができる、(b)転記・入力時に発生するミスを解消し、審査作業の精度を高めることができる、(c)審査作業のために見る画面・帳票の数を減らし作業時間を短縮することができることが期待される。

④ EDINETに係るサブシステム構成及びネットワーク構成の見直し

EDINETは「届出・受理サブシステム」、「報告書等データベース管理サブシステム」、「縦覧サブシステム」、「情報公開サブシステム」という4つのサブシステムで構成されるが、サブシステムの構成を見直すとともに、金融庁、財務(支)局のLAN端末から直接アクセスできる構成とする。具体的には、(a)外部情報提供機能を担う2つのサブシステム、「縦覧サブシステム」と「情報公開サブシステム」を統合しインターネット経由でのアクセスに一本化する、(b)EDINET専用端末を使用せず、WEB技術を活用し金融庁及び財務(支)局のLAN端末から直接EDINETにアクセスすることができるよう、一層のオープンシステム化を図る等のシステム構成の見直しを実施する。また、調達に当たっては競争を原則とし、費用対効果を踏まえたハードウェアとソフトウェアの分離調達、ミドルウェア等の汎用パッケージソフトウェアの活用を検討する。

このような構成の見直しにより、以下の効果が見込まれる。

- 法定開示としての証券閲覧室等における公衆縦覧と、行政サービスとしてのインターネット経由の情報公開を一本化することで、利用者が閲覧室に向向く必要がなくなり利便性が大幅に向上することに加え、閲覧室維持コスト削減につなげることができる。
- 金融庁職員や財務(支)局職員が自らの事務用PCであるLAN端末から直接EDINETにアクセスできるようにすることで、EDINETから抽出したデータをオフィスソフト等で利用する際の作業効率が向上する。
- EDINETにアクセスするための独自ネットワーク・端末機器が不要となることで、調達コスト、維持コストが削減される。

(2) EDINETに係る開発・運用契約の見直し

開発費用評価に関する課題を根本的に解決するためには、システムの再構築により著作権を金融庁に帰属させる必要がある。また、運用費用に関する評価に必要な情報を的

確に把握すること等を目的として、包括的に一括して委託している現在の運用契約の見直しを図る。

(3) その他 EDINET に係る機能改善による業務の効率化

その他 EDINET において機能改善すべき点は以下のとおりである。なお、これらの機能改善のうち、システム開発を伴うものについては可能な限りシステム再構築と併せて対応することとする。

① 提出者情報管理システムの開発に伴う EDINET メール機能の強化

EDINET メール機能については、開示書類等の提出者に関する連絡先等の情報を常時最新の情報に保つためのシステム開発を実施するとともに、提出者がメールを閲覧するために EDINET サイトにアクセスする従来の方式に替えて、EDINET から提出者に直接メールを配信する方式に変更する。この結果、当該メール機能により EDINET から提出者に常時連絡することが可能となる。

② 企業内容等の開示に係る統計情報作成機能の構築

公表業務を効率化するために集計・公表対象の対象範囲、分類方法等の要件を明確にした上で、必要な統計情報を作成できる機能を構築する。

このような機能の構築により、手作業にて実施されていた時間が削減可能であると考えられるため、審査業務にこれまで以上の時間をあてることが可能となる。

(4) セキュリティの強化

情報セキュリティに関する社会的要請、技術的動向を踏まえつつ、セキュリティに関する運用・システムについて専門的見地から継続的に精査し、システム面・運用面から必要な措置を講じる。

(5) その他

上記のほか、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

5. 最適化計画の策定

本見直し方針及び「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を踏まえ、金融庁行政情報化推進委員会の下、金融庁は、2005年(平成17年)度中のできる限り早期に有価証券報告書等に関する業務の業務・システムの最適化計画を策定する。

－ 以上 －